

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農業用ため池を活用し防災力の向上を図りたい

No.80

兵庫県

補助金等

支援の名称	ため池治水活用拡大促進事業
制度の 趣旨・背景	<p>既存ため池の治水活用は、小さなコストで大きな流出抑制効果が早期に得られることから、これを促進するとともに総合治水条例に基づく指定貯水施設等への指定（農閑期等における治水活用の義務化）を推進し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>指定拡大を図るためのインセンティブとして「ため池治水活用拡大促進事業」を創設。ため池管理者が治水活用のために行う施設操作や維持管理等の取組みを補助金で支援している。</p>
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>大雨時の雨水の流入に備え、期間を定めて（台風期(9～10月)等のうち少なくとも1月以上）ため池の水位を常時下げておく管理者の取組（3,000 m³以上の雨水貯留容量を確保）に対し、施設の操作・点検・清掃等を円滑に実施するための費用を県と市町が支援する事。</p> <p>事業期間：平成30年度～令和4年度 補助期間：3年(令和4年度指定ため池は令和6年度まで補助) 補助単価：35,000円/月・箇所(定額) [負担割合 県：市町＝1：1] (最大補助額：21万円(3.5万円/月×2ヶ月/年×3年))</p> <p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を活用するため池を県の総合治水条例に基づく「指定貯水施設（期間放流の義務づけ）」に指定する必要あり。 ・補助金申請には、ため池管理者が「定められた水位の確保に必要な取組の記録（週1回程度）」を報告する必要あり。 ・ため池がある市町が当該事業の補助制度を有する必要あり。
対象と なる方	<ul style="list-style-type: none"> ・台風期(9～10月)等に、3,000 m³以上※の雨水貯留容量を常時確保するため池の管理者 <p>※同一のため池管理者が管理する複数ため池をあわせて3,000 m³以上確保する場合も可</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管部署</p> <p>兵庫県 土木部 総合治水課 TEL：078-362-9261 E-mail：chisui@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>■参考URL（ため池治水活用拡大促進事業パンフレット） https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/documents/tameikekatuyoupanhu.pdf</p>